

## 会津坂下町規則第 1 号

### 会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、会津坂下町空家等の除却後の土地の固定資産税に対する特例措置に関する条例（令和 6 年会津坂下町条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議申請)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による申請は、空家等の除却に係る土地の固定資産税特例措置事前協議申請書（様式第 1 号）のほか、次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 登記事項証明書
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 誓約書（様式第 2 号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、空家等の除却に係る土地の固定資産税特例措置可否決定通知書（様式第 3 号）により特例措置申請者に通知する。

(特例措置申請)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定による申請は、空家等の除却に係る土地の固定資産税特例措置申請書（様式第 4 号）のほか、次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 現況写真
- (2) 空家を除却したことが確認できる書類（建物滅失証明書等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、空家等の除却に係る土地の固定資産税特例措置可否決定通知書（様式第5号）により特例措置申請者に通知する。

（特例措置期間の終了）

第4条 条例第9条第1項第5号に規定する期間は、2月とし、周辺住民の住環境に悪影響を与えていると認められた日を基準日として、空家等の除却に係る固定資産税特例措置対象土地管理是正通知書（様式第6号）により通知し、期間内に改善されなかった場合に適応する。

2 町長は、条例第9条第1項の規定に該当すると認めた場合は、空家等の除却に係る土地の固定資産税特例措置終了通知書（様式第7号）により通知する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。